

👉 棚卸資産の評価減

Q : 当社は衣料品の販売を行っています。今年仕入れた婦人服が大量に売れ残りだったので評価換えをしたいと考えています。今年流行したもののなので来年も販売できる可能性はありますが、評価損を計上することができるのでしょうか？

A : 評価損の計上は認められません。

【解説】

法人税では、原則として棚卸資産の評価減は認められていません。ただし、棚卸資産につき①災害により著しく損傷した②著しく陳腐化した③会社更生法等の法令に基づき評価換えをする必要が生じた等の事由が生じた場合には、時価と簿価との差額を評価損として計上できるとされています。

②の著しく陳腐化した場合とは、棚卸資産そのものには物質的な欠陥がないにもかかわらず、経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態をいい、例えば、季節商品の売れ残りで今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかである場合、などがこれに該当します。つまり、単に高く売れないといった主観的判断だけではなく、翌期以降にその時価以下で販売されているという実績を明らかにする必要があるわけです。

ご質問の場合、今年流行した商品の売れ残り、来年も販売できるかもしれないということですから、評価損の計上は認められません。

